
(仮称)工場立地法に関する江別市準則条例(案)制定の概要 市民意見募集の結果と市の考え方について

(市民意見募集期間:平成24年4月2日から平成24年5月7日まで)

平成24年5月

江別市経済部企業立地推進室企業立地課

※提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。

<市民意見募集の結果概要>

■意見の募集結果

募集期間	平成24年4月2日（月） から 平成24年5月7日（月） まで
提出者数	1名、1団体（合計2）
提出件数	5件

■意見の反映状況

区分	内 容	件 数
A	意見を受けて案に反映したもの	0件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	0件
C	案に反映していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	1件
D	案に反映しなかったもの	0件
E	その他の意見	4件
合 計		5件

通番	意見提出者1(団体、野幌地区)の意見内容	市の考え方
1	<p>近年、工場環境対策に本格的に取り組む企業が増加しています。地球温暖化に影響しているといわれるCO₂の削減に加え、多様な生態系の保存や資源の再利用など取り組む方法はさまざまです。環境保全と経済発展の両立は容易ではありませんが、環境対策は企業の社会的責任(CSR)の枠を超え、企業運営上においても強化すべき案件となりつつあります。</p> <p>工場立地などでの生物多様性への配慮は、法令や規制で決められているわけではありません。しかし、とりわけ西野幌・東野幌内の江別RTNパーク工業団地は、江別市民(道民)にとって大切な財産である野幌原始林に隣接していることから、環境へのより一層の配慮を欠かすことができません。</p> <p>現景観は、地形や動植物、地域の歴史等とも相互に関連して形成されており地域の特有性を持っています。これからも、良好な景観、環境保全に配慮することは大変重要であり、進出する企業には環境保全の対策と意識が求められます。</p> <p>このような観点から、工場立地法に関する江別市準則条例(案)制定の概要について、意見を提出します。</p> <p>●工場立地法に関する江別市準則条例(案)制定の概要について</p> <p>・条例制定により緑地面積を減じることが、現行法に基づく規制と比較しどのような変化を生じていくのか(例えば工場にとっての利点、環境への影響等)などを数値として示し市民に理解(示されること)されることが必要です。また、緩衝緑地の整備などは市の環境保全の観点からも自治体自らが対応しなければならないと考えるため、行政としての取り組みを明確にすべきです。今後取り組まれる緑の基本計画、緑化推進条例との整合性を十分に図ってください。</p> <p>・工場の稼働や工場にアクセスする車両の増加による排出ガスを抑制する等、大気環境への負荷の低減に配慮する必要があります。これらに加え、騒音による緩衝作用として効果の期待される樹木を植えることは重要です。緩衝緑地面積として、広葉樹(イチョウ、ナラ、ブナ、カエデなど)を一定程度(できれば木の高さの2倍)の幅で確保し、工場を囲むような環境整備が望ましいと考えます。</p> <p>・江別市は、緑の基本計画において野幌原始林周辺環境の保全、工業地区の緑化推進などを掲げています。緑地面積率を緩和した分の面積を確保するため、工場敷地以外での市の緑化推進に市民と協働で取り組むことを提案します。これまであまり市民が立ち寄ることのなかった工場地帯のイメージを払拭し、市民理解を深めながら企業立地をすすめることは企業にとってもイメージが高まると考えます。</p>	<p>工場立地法による緑地等に関する規制は、規模の大きな工場等が対象となりますが、江別市内でこれに該当する食品工場として届出のあるものは、現在4工場であり、緑地面積の合計は16,097㎡(約1.6ヘクタール)となっています。緑地面積率をこの条例(案)どおり20%から10%へ半分に緩和した場合において、既存4工場すべてが最大限減少させたとすると、約0.8ヘクタールの減となりますが、緑の基本計画に記載のある江別市全体の緑の現況約16,099ヘクタールから見ると、工業団地内の食品工場に係る緩和が当該計画に与える影響は、極めて限定的であるものと考えております。</p> <p>その他のご意見につきましては、条例(案)自体に対するものではないため、参考意見とさせていただきますが、緑の基本計画、江別市緑化推進条例との整合性に関しましては、庁内関連部署と連携を図りながら進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;"><区分:E></p>

<p>●その他として</p> <p>・餌になるようなものがなければ、カラスの繁殖等にはつながらないと考えますが、工場の排気等からの臭いにより、キツネ、タヌキが近づいてくる可能性があれば、エキノコックスには十分注意しなければなりません。</p> <p>・国際戦略総合特別区域に指定されたことにより、食品製造・加工や関連企業等の特定工場の建設や増設が拡大することになると考えます。必要に応じて進出する企業と協定等を結ぶなど、様々な環境保全に配慮してください。</p> <p>現在、水質汚濁防止法により市内事業所からの排水による環境への汚濁物質の基準は、道が行う検査により遵守されていると思いますが、生物多様性に鑑み(北海道においては、生物多様性条例が制定されることから)、今後、市独自による検査実施や基準値の設定の可能性も考慮していくことが求められます。</p> <p>また、地下水の大量揚水等による地盤沈下も懸念されることから、今後に向けて適正な利用等についても検討をすすめてください。</p> <p>・この度の意見公募は、市民にとって、今後、市がすすめようとするまちづくりについて理解する良い機会と捉え、行政と市民双方がやり取りできる丁寧な情報提供の場(説明会)が開催されることが望ましいと考えます。</p> <p>より多くの市民意見を求めるのであれば、提供される資料の専門的な用語は控えるか又は補足を加え、市民にとってわかりやすい表現とすることが望ましいと考えます。自治基本条例の趣旨のもと、すすめてください。</p> <p>また、資料等の配布(配置)場所は、市民が多く利用する文京台地区センターや野幌鉄南地区センター・大麻西地区センターへも配布してください。意見公募手続きに関して全庁的に統一されていないように見受けられますので十分な配慮を要望します。</p>	<p>このたびの工場立地法に係る国からの権限移譲は、国の基準の範囲内で緑地面積等の割合を変更できるとしたものであり、この条例(案)はその割合と対象工場等を定めるためのものです。他の規制や環境施策等については当該条例(案)にて定める事項ではありませんが、いただいたご意見につきましては、庁内関連部署と連携を図りながら、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;"><区分:E></p>
--	---

通番	意見提出者2(80歳代、大麻地区)の意見内容	市の考え方
3	<p>1. 条例(案)について</p> <p>(1) 周辺環境との調和を図ることを目的とする工場立地法の精神から、条例で規制を緩和する</p> <p>①業種「食品を製造、加工する業種」 消極的に賛成</p> <p>②区域「工業団地」は江別第1及び第2工業団地に限定し、RTNパークは緩和しない。</p> <p>(2)理由</p> <p>①野幌森林公園をバックに野幌総合運動公園に隣接するRTNパークの魅力(進出した企業イメージを高め、働く人々に潤いをもたらす — 市作成のパンフレットより)を減殺しないため。</p> <p>②専門家の知見を確認していませんが、30数年間、住宅の庭の管理経験から、芝生で2週間に1度の刈込み、庭木では針葉樹に限って、病害虫の発生はありませんでした。</p>	<p>市が食品工場の進出に対して分譲できる工業用地は、現在、工業団地「江別RTNパーク」のみとなっております。また、江別RTNパーク内の未造成地を、現在、食品工場向け工業用地として開発を進めているところです。このため、積極的に食品工場の誘致を進めるためには、この条例(案)の対象区域に江別RTNパークを含める必要があると考えております。</p> <p>江別RTNパークの魅力や工場敷地内の緑地の管理につきましては、景観等に関する協定を進出企業との間において締結する等により、今後も減退しないよう努めたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;"><区分:C></p>
4	<p>2. RTNパークへの要望</p> <p>(1) 進出する企業や北海道に対し、江別市より</p> <p>①企業の用地のリサーチパーク通と野幌総合運動公園通(道道1005号線)に面する境界線内にエゾマツ又はアカエゾマツを植えるよう要請し、必要により助成金の支給も検討してください。— シラカバ、ナナカマドなどに比較するとエゾマツなど針葉樹の苗木は高価ですから、その差額を助成する。</p> <p>②野幌総合運動公園通(道道1005号線)の南側歩道の工場用地側街路樹はエゾマツやアカエゾマツで統一する(現在、一部ナナカマドなどがあります)よう北海道に要請し、景観の充実を図ってください。</p> <p>上記①②を共にみたく模範例としては、ファナック(株)北海道支店があります。</p> <p>(2)理由 今日、消費者、市民などの見学に対し、工場開放などの機会が増える時代ですが、景観上美しい工場は企業のイメージアップに直結しますし、RTNパークは運動公園とあわせて江別市のイメージアップのための大きな財産になります。エゾマツなどの常緑樹は冬も白雪とマッチして、四季豊かな環境を表現します。</p>	<p>このたびの工場立地法に係る国からの権限移譲は、国の基準の範囲内で緑地面積等の割合を変更できるとしたものであり、この条例(案)はその割合と対象工場等を定めるためのものです。他の環境施策等については当該条例(案)にて定める事項ではありませんが、いただいたご要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;"><区分:E></p>
5	<p>3. その他 — 大麻地域の市街化調整区域について</p> <p>道道東雁来江別線に接し、大麻桜木町と野津幌川に囲まれる土地は、現在、市街化調整区域ですが、食品関連産業の工場用地にならないか、検討してください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;"><区分:E></p>